



Title	児童擁護の40年
Author(s)	渡辺, 作次
Citation	北海道大學教育學部紀要, 53, 165-176
Issue Date	1989-09
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/29337
Type	departmental bulletin paper
File Information	53_P165-176.pdf



児童養護の40年

渡 辺 作 次

40Years with Children of the Protective Institutions

Sakuzi WATANABE

目 次

1 高山先生と私	165
2 児童養護の歩みと現状	167
1) 養護児童の変化	167
2) 養護経費の問題点	170
3) 家庭と施設の養護	172
4) 施設養護の課題	174

1 高山先生と私

この度、40余年にわたってご教示いただいた高山教授が退任されるにあたり、教育学部の創設以来二世代目が交代する時期を迎えたことに、時代のすう勢を感じる次第である。

高山教授と私との交流は、さかのぼること40年前からはじまる。そしていまは病床にある元教授籠山京先生、故人となられた留岡清男先生をきりはなしては考えられない。

昭和22年4月、協調会¹⁾が母体となり、東大教授大河内一男先生、慶応大学教授藤林敬三先生などによって創設された中央労働学園は、現在の法政大学社会学部の前身である専門学校として発足した。

当時、私は全く別の分野に身をおき社会学などしるよしもなかったが、生れ育った郷里が新潟県の片隅で、しかも我が国の最も貧しい地方であったことから、そうした貧困について考えたいと思っていたのである。協調会の調査部を訪ね、図書館を利用していたことから、専門学校並びに労働問題研究所に籍を置く身となった。そこに高山学兄がおられて、その後の永いおつきあいはじまることになる。

昭和62年11月の児童福祉法制定40周年にあたり、記念式典が東京の日比谷公会堂で行われた。私はその式典に児童福祉にたずさわるものとして、道内の施設から唯一人参列し厚生大臣表彰をうけたが、式場で顔みしりの方は数人であり、当時この道に入った人のいかに少なかったかを実感させられた。

この40年をふりかえてみると、高山教授の歩まれた道とほぼ重なり、おおよそ4つの時期に分けることができる。

第1期は終戦直後の混乱期で、若者達は人生をいかに生きるか、終生の仕事を何にするかを真剣に考えていた。私もその一人で、はじめに述べたように、自分をふくめて心にわだかまっていたものを手がけようとしていた。いまにして思えば、食う物もなく国全体が虚脱状態にあった時期によくぞ志を立てられたものだと思う。

昭和22年頃から、厚生省社会局の委託研究で生活費調査や、水産庁の漁業労働の時間調査など、

年間に2・3回は地方に出かけることがあった。それに熱中できたのはよき師に恵まれたからであったが、高山学兄との語らいと、郷里を離れた者特有の人恋しさから、高山家の人々に会えるという大きな楽しみがあり支えがあったからに他ならない。

第2の時期は、昭和27年籠山先生が北大教育学部に招聘されて赴任し、あわせて高山学兄も北大に籍をおくことになった頃である。

その年の8月に籠山夫人の荷物持ちをかねて初めて渡道した。官舎は北28条にあり広い畑のなかを石狩街道が一本通っていて、その途中にポツンと集落がある感じであった。その官舎に単身赴任の先生と独身の高山先生が住んでいるのは何ともわびしいものであった。そう言う私は、一人東京に取り残されてしまったのである。

昭和29年の春、籠山先生が帰京した際、遠軽にある北海道家庭学校へいかないかというお話しを持ち帰られた。「君がやりたい仕事とかけはなれていないと思うがどうか」と5分通り決めている口ぶりに愕然とする思いがした。最終的には自分で決心すべきものではあったが高山学兄に相談したところ、「行きがかり上、断りきれないこともある」、さらに「君と僕とは籠山先生と一生のおつきあいになるんだナ」とも言われ、それが大変印象的で招きに応ずる決断をしたのである。かくして高山学兄は、教育計画の分野から主として制度体系への取組へ進まれ、私は、昭和29年5月から、生身の人間とともに主として行動体系の一端をになうこととなった。これが第3の時期である。

4月上旬に留岡先生が上京され、目白台の嶋原家（先生の姉）でお目にかかった。いわゆる面接であったが初対面なのに私のことをよく知っている面持ちで、出身が十日町であることから雪国の暮らしや、人柄などの洞察力のするどさに圧倒されてしまった。

「家庭学校にいる少年たちは、場所こそ北海道だが君の郷里で生れ育ったものとたいして変わっていないし、社会経済のひびみから発生した非行であれ貧困であれ、君がなぜなのか、どうすればよいのかを抽象的に考えたり、勉強や調査をしていたずらに年月を費やすより、現実に取り組むことの方が人間的で忠実だ」とお話しされた。「留岡幸助先生は僕の父だが、それ以上に尊敬し、彼が創った家庭学校はいま戦後の復興にとりかかっている」ともつけ加えて、あたかも私が必要だといわんばかりであった。先代の幸助先生のことは文献や著書で少しは知っていたが、清男先生が若いころ協調会にも関係をもたれていたことで、親近感が湧いてきた。お宅を辞去する際、「私はこれといった得意とする技術もありません。どちらかといえば雑用的なことならばできるかもしれませんが」と答えると、「雑用は校長の仕事だよ」と大笑いされたので、「今後は仕事上の親になってください」と言い直した。

やりかけの仕事をかたずけるのに1ヶ月かかり、5月の連休によりやく渡道した。一晚は清男先生の官舎に泊まったが、その折、城戸幡太郎、奥田三郎両先生にも紹介され、身の引き締まる思いであった。

北海道家庭学校での17年間は苦闘の連続であったが、俗世間離れた運命共同体的雰囲気のおかげで過ごしてきたせいも、ふり返ってみれば良い体験になっている。

第4期は、昭和45年晩秋、家庭学校の谷校長から、広島町にある児童養護施設「ふくじゅ園」の園長として行く気はないかというお話しがあり、それに応ずることとなり、再び高山教授とともに仕事をする機会に恵まれた時期である。

不思議なもので、この年には他にも二件、園長にどうかというお誘いがあった時期である。そのうち1つは籠山先生から、もう1つは高山教授をとうしてのものだったが、いずれも気乗りせ

ずお断りをしていたのである。改めて両先生に相談したところ後髪を引かれる思いもあるだろうし、子供たちも生まれ育った所を離れるのはとまどうかもしれないが、人生には節目もあることだから、頼まれたということを大切に受けとめ、やってみたらとのご教示をいただいて、招きに応ずることになった。頼まれるということは課題のあるものとつくづく思う毎日であったが、それなりに乗り越えて18年がたった。

この40年にわたり、籠山・留岡両先生をはじめ高山教授とのご交誼により、今日があるのはいうまでもないが、それにお応えする意味でも、高山先生のご退官の機会に児童養護問題の歩みと現実について、私の施設からみたまとめをおこなう責務があると考え、筆を取った次第である。

2 児童養護の歩みと現状

1) 養護児童の変化

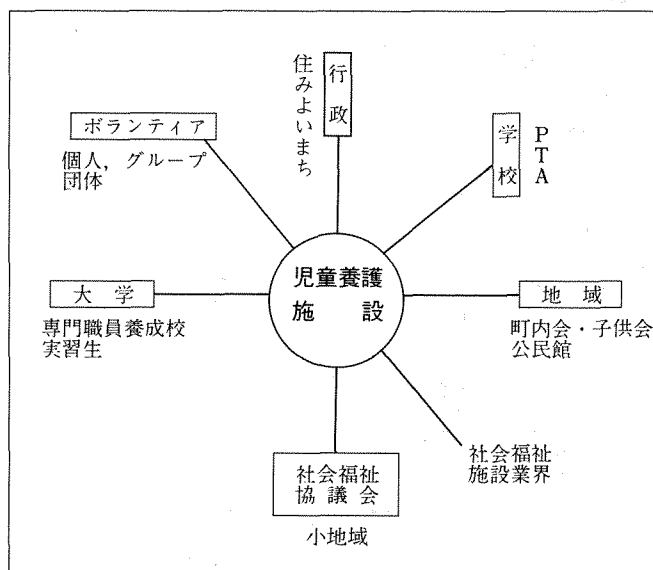
今年も8月10日頃からお盆の一時帰省がはじまった。毎年、夏休みと冬休みの期間中保護者の許へ一時帰宅させる事が慣例になっているが、その意味について触れてみよう。

児童養護施設に入所する児童は、児童福祉法第41条による『乳児を除いた保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童』であって、養護施設に『入所させ、これを養護する』となっている。最近では保護者がいない児童は少なく、両親や家庭の事情から、『環境上養護に欠ける児童』が圧倒的に多くなっている。(表1参照)

したがって、寄るべなき子等というイメージより、大部分が多かれ少なかれパーソナリティのゆがみ、情緒障害や行動上の問題をかかえているのが実状なのである。本来盆暮れの休みに一時帰宅することなどできるはずもなく、施設で暮らす以外方法がないとされていたが、家庭環境に問題のある例が増加したため、親子関係の調整が施設養護の柱の一つになっている。だから親子のきずなを保つ為にも、やがて復帰させるためにも、一時的帰省や来訪による面会は重要である。

これが自然の成りゆきで行われたらいいのだが、なかなかそうはいかない。なぜなら、お盆に

図1 施設を取り巻く諸環境



(ふくじゅ園資料)

表1 昭和53年～62年措置理由内訳

年度	区分 人数	孤 児	被 虐 待 児	父 失 踪	母 失 踪	両 親 失 踪	父 傷 病	母 傷 病	両 親 傷 病	離婚 父子 家庭	離婚 母子 家庭	怠 学 放 浪	非 ・ 行	監 護 能 力 な し	破 綻 家 庭	稼 働	未 婚 の 母	棄 児	登 校 拒 否	父 拘 留	母 拘 留	そ の 他	養 育 拒 否	合 計
53	男	2			11	1	1	1	3	10			2	3	2	3						1		43
	女	1	1	1	7		1		2	6				1		2						1		22
	計	3	1	1	18	1	2	1	5	16			2	4	2	5						2		62
54	男	1			11	1	2	2	2	9		1	1	3	2	3	1					1		39
	女	1	1	1	7	1			1	6				1		2								21
	計	2	1	1	18	2	2	2	3	15			1	4	2	5	1					1		60
55	男				11	1	2	4		9		1	1	3	2	3	1	1				1		40
	女	1	1		6	1	1	1	1	6				1		2								21
	計	1	1		17	2	3	5	1	15		1	1	4	2	5	1	1				1		61
56	男		1		6	1	1	6		10	1		4	3	1	4		1	2			1		42
	女		2		8		1	4	1	6			1	1		5						2		31
	計		3		14	1	2	10	1	16	1		5	4	1	9		1	2			3		73
57	男		1		6	1		6		12			4	2		2						2		37
	女		2		10			4		7	1					3								27
	計		3		16	1		10		19	1	4	2		5							2		64
58	男	4	1		12	1		2		9		1	4	2		3								39
	女	2	2		12			1		9														26
	計	6	3		24	1		3		18		1	4	2		3								65
59	男	4	1		10	1	1	4		12			4	2		2								41
	女	2	2		4			4		9			1			4					1			27
	計	6		3		14	1	1	8	21			5	2		6						1		68
60	男			3	10	1	1	8		7			5	2										37
	女		1	1	4	2		3		7	1					3					1			23
	計		1	4	14	3	1	11		14	1		5	2		3					1			60
61	男	5		5		6	1	6	1	7		2	2	2		3								40
	女	3	2	3		2		3		6						2								24
	計	8	2	8		8	1	9	1	13		2	2	2		5								64
62	男	3		5		6	1	6	1	5			3	2		6							1	39
	女	3	2	1		1		2		9						3				1	1		2	25
	計	6	2	6		7	1	8	1	14			3	2		9				1	1		3	64

(ふくじゅ園資料)

来た際の住所が1, 2ヶ月後に変わってしまい、消息が把握できない親がいるからである。

全員のうち2割前後は、果たして父さんは、又は母さんは来てくれるであろうか、と思案しながら事務所や職員室にやってくる。普段作文や手紙を書きたがらない子や電話をかけることもしない子が、ハガキを書いたり電話番号を聞きに来る。職員は勿論日頃から居所をつかむ努力をしているから、例年通りスムーズに迎えに来るか、高年齢児にあっては単独で行くこともある。しかしこのような努力にもかかわらず、必ずといっていいくらい3, 4人は、毎日数回も玄関に立って何時来るとも知れない親を待つということが起こり、その姿はふびんそのものであり胸が痛む。「親の心子知らず」という言葉があるが、「子の心親知らず」という実態もある。遠い過去に、親子の別れをいやがうえにも見せつけられた情景が、今もお二重写しとなって去来する。

この十年間の入所理由を見ると、表1のとうりであるが、戦後40余年間では4つに大別できる。

- (1) 終戦直後からの約10年間は、戦災や引揚げの際孤児になった子供たちが大部分を占める時期である。
- (2) 昭和30年以降は、経済復興にあわせて若年労働者として中卒者の集団就職が多くみられた時期に発生した養護問題である。結婚後子育てが、家族法の改正もあり3世代同居が急速に減少し、核家族化のなかで行われた時期である。保育所の新設が最盛期をむかえたのと正比例している。ひところの保育所や母子寮入所は、やむをえず母親が働くという事情のもとで利用されていたので、生活困窮の見本のように見られていた。また養護施設入所は産業災害等による夫の死亡や傷病による母子家庭の子供たちが、兄弟姉妹ごと入所する例が多かった。
- ③ 昭和40年代からは、離婚母子・父子家庭、親の就労上の事情、児童自身の問題（例えば軽い精神遅滞や非行など）が増加しつつある。更にその時代のひずみとしてのサラ金苦、母の家出、離婚父子世帯の父親の蒸発などがつけ加わる。また戦後入所していた子供がやがて親になり、その子供も要養護児童として入所する例がみられるのもこの時期の特徴である。
- (4) 昭和60年代に入ると入所理由が従来のパターンとは異なり多様化している。また入所児童の年齢別推移を表2でみると、幼児から学童へその中心が移り、しかも在園期間が長期化していることが分かる。幼児から小学校段階はともかく、中学から高校卒業時つまり18才までを施設で対応するためには養育経費はもとより指導の面でも様々な問題をばらむことになる。入所児の保護者の収入についてみると、年間90万円から200万円程度の階層であり、生活保護世帯の水準より低いものもみられる。

以上のような養護問題の変遷の中で、養護児童の施設退園後の状況について見ると戦前の貧困層子弟の社会的自立のありかたと、ほとんど変わりがないように思える。すなわち戦前の子供は、紡績工場や徒弟奉公に出て、自らの労働力を提供しながら、自立にむけて職業訓練を受けるといったことが多くみられたが、こうした労働形態がいまや養護施設出身児童によって担われているといえる。養護施設出身の女子の場合、毎年数例中卒で本州の紡績工場に就職し、定時制高校に進学するものがある。勤務は2交替制であるため、早番の場合は、早朝5時から午後1時まで仕事をし、午後2時から6時まで高校に通い、遅番の場合は勤務が午後2時から夜10時までのため、午前9時から午後1時まで通学する。この4年間は一見すると安定しているようであるが、中卒の子供には過酷な就学・就労条件であり、脱落するものも少なくない。仕事も学校もやめたものは、その地方の歓楽街従業員の予備軍に流入していく傾向が強い。

戦前戦中に引き続き、塗炭の苦しみにあえぐ階層から脱脚できず、2世代3世代と社会的養護や生活保護に依存せざるを得ない階層が、このような経過のなかで生みだされている。

表2 年齢別入所児童数

53～63年

性	年 別	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	7 歳	8 歳	9 歳	10 歳	11 歳	12 歳	13 歳	14 歳	15 歳	16 歳	17 歳	18 歳	19 歳	計
男	53	1	0	1	1	2	3	1	5	4	2	1	5	4	3	0	2	1			36
	54	0	1	0	2	1	2	4	2	4	4	2	3	3	4	2	1	1			36
	55	0	3	1	1	2	1	3	3	4	5	4	2	2	4	3	2	0			40
	56	0	1	1	2	1	2	1	2	3	3	4	3	2	2	3	2	2			34
	57	1	2	0	0	3	1	1	1	2	4	5	3	5	4	1	1	3			37
	58	1	0	0	0	3	1	1	1	1	4	5	1	7	3	0	1	1			30
	59	1	1	1	1	1	5	1	1	0	3	4	6	1	7	2	0	0			35
	60	1	1	1	2	1	1	3	1	3	0	3	5	6	1	6	2	0			37
	61	0	1	1	3	1	2	1	1	3	0	1	3	5	4	3	4	3	2		38
	62	0	1	2	4	1	0	2	1	1	3	0	1	3	5	3	1	3	3		34
	63	0	1	1	1	5	2	0	4	1	2	3	0	2	4	6	1	1	1	1	36
女	53		2	3	2	1	0	1	1	1	0	4	1	2	2	1	0	0			21
	54		0	2	4	2	2	0	1	1	2	0	4	1	1	0	1	0			21
	55		0	0	2	3	4	2	0	1	0	1	0	4	1	0	1	1			20
	56		0	0	0	2	3	4	2	0	1	0	1	0	4	0	1	0			18
	57		2	1	0	2	1	5	4	4	3	0	1	0	2	0	1	1			27
	58		1	0	0	1	1	5	4	4	2	1	1	0	1	1	0	0			22
	59		2	1	0	0	0	2	4	4	3	1	1	1	0	0	0	1			20
	60		0	2	1	0	1	0	2	3	6	4	1	1	1	0	0	0			22
	61		1	0	1	1	1	0	0	1	3	3	3	5	2	1	0	0			22
	62		1	1	0	0	1	1	0	0	1	3	4	2	5	2	1	0			22
	63		0	1	1	0	0	1	1	0	0	2	4	4	2	5	2	1			24

(ふくじゅ園資料)

2) 養護経費の問題点

養護施設での経常経費(措置費)のうち、直接処遇にかかわる項目を、表3でみると、年間1人当りでは昭和50年以前には40万円、それ以降は50万円をこえ、60年前後には60万円となり、現在では1ヶ月平均52,000円である。表4で食費だけをみると、昭和53年では18,700円(1日当り623円)であったものが、10年後の63年度には24,600円(1日当り820円)になっている。これは給食材料費なので燃料水費、什器類費をくわえると1人当り1日1,100円になる。

養護施設には1才から18才の子供までおり、食事の摂取量は幼児と高年齢児童では当然異なり、一律に比較できないが、生活保護費の食費と殆んど変らない状況である。施設では、給食費にかぎらず、その他の費目も共同・共有して賄う部分が多く、なんとかやり繰りしているが、それにしても低水準での養育という印象はまぬがれない。ましてや、生活保護と同等かそれ以下の水準で生活をしている養護児童の家庭にあっては、食生活1つをとっていても子供の養育に困難をきたしているであろうことは明らかで、そのような家庭にたとえ退園して帰ったとしても、予後が不安である。

表3 過去10年間に於ける措置費の経緯

単位 千円

年 度 別	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
年 間 平 均 入 所 人 員	58.3人	58.2人	59.8人	57.8人	56人	56.5人	57.4人	57.9人	59.1人	56.8人
81事 務 費 支 出	55,813	54,529	60,093	63,377	66,801	68,457	72,211	78,987	78,176	78,176
01職 員 俸 給	25,960	27,144	27,856	28,667	29,238	30,732	31,476	33,128	36,552	36,572
02職 員 諸 手 当	21,257	20,804	22,734	23,388	24,084	25,219	25,570	26,594	28,988	29,105
03賃 金	1,651	1,256	2,739	3,373	2,524	2,583	2,606	2,830	3,572	2,999
04法 定 福 利 費	3,031	3,526	3,781	4,949	4,896	4,668	4,476	4,981	5,470	5,732
05厚 生 経 費	13	25	22	33	47	942	994	1,100	1,046	1,026
06旅 費	332	216	182	404	472	438	588	459	570	1,015
07一 般 物 品 費	87	204	215	181	103	109	120	97	152	155
08因 定 資 産 物 品 費			372			250	532	566		
09印 刷 製 本 費	20	22	23	3			5	7	8	12
10光 熱 水 費	22	27	178	193	193	370	370	370	370	370
11燃 料 費	112	130	130	130	130	130	130	130	130	130
12会 議 費	5									
13修 繕 費	742	30	5	520	584		385	486	544	25
14業 務 委 託 費										
15役 務 費	341	385	866	893	875	798	674	883	1,055	1,033
16借 料 損 料	1,487									
17各 所 修 繕 費	1,487			194		545	500	552	530	
18雑 費	693	760	990	256	231	17	31	28		2
82事 業 費 支 出	26,027	27,939	29,989	31,774	33,356	34,992	36,221	38,385	37,992	35,442
01給 食 費	13,129	13,883	14,256	15,210	15,666	16,662	17,153	17,864	18,606	17,053
02保 健 衛 生 費	196	177	199	298	285	344	259	212	255	319
03被 服 費	1,796	2,124	2,608	2,318	2,109	2,785	2,768	2,687	2,164	2,104
04教 養 娛 楽 費	991	1,156	1,448	2,178	2,312	1,538	2,068	2,123	1,691	1,773
05日 用 品 費	413	404	546	662	664	708	593	763	826	882
06本 人 支 給 金	368	650	505	502	1,225	868	893	1,058	1,529	1,295
07光 熱 水 費	1,078	1,213	1,825	2,230	2,833	2,914	3,232	3,205	3,126	3,248
08燃 料 費	1,926	2,411	2,818	2,856	2,803	2,516	2,588	2,428	2,138	1,993
09器 具 什 器 費	1,189	1,335	1,377	938	620	939	1,241	1,854	787	664
10修 繕 費	102	209	320	370	628	1,111	1,261	926	1,016	933
11訓 練 指 導 費	280	279	287	277	339	340	370	353	357	340
12医 療 費	1,587	813	132	59	89	175	223	194	242	49
13教 育 費	2,894	3,180	3,468	3,634	3,574	3,926	3,448	4,681	4,993	4,405
14職 業 補 導 費			78	80					133	144
15就 職 支 度 費	60	50	50	125	150	125	50		75	150
16葬 祭 費										
17雑 費	18	55	72	37	59	41	74	37	54	90
83繰 入 金 支 出										
01本 部 会 計 繰 入 金 支 出										
84引 当 金 繰 入										
01人 件 費 引 当 金 繰 入										8,943
02修 繕 引 当 金 繰 入										
03備 品 等 購 入 引 当 金 繰 入										
計	81,840	82,468	90,082	94,958	96,733	101,793	104,678	110,596	116,979	116,561
事業費年間1人平均支出額	446	400	501	550	596	619	631	663	643	624

(ふくじゅ園資料)

3) 家庭と施設の養護

正月の数日を親子で過ごしてきた児童が、おもいおもいの心情で、小さな荷物をかかえて帰園してきた。ある4人兄弟との会話から、家庭生活の一端を紹介してしてみよう

—お正月には、雑煮もちをたべたかい—

「31日にお父さんが店からそばをとってくれたのを食べたよ。僕たちネ、園にもどればモチが食べられるから、いらないっていったんだ」

—ラーメンやカップヌードルなんかも食べた?—

「うん、それも食べたしカレーライスもたくさん食べたよ」

—園では毎日風呂に入っているけど、家では何回入ってきたの?—

「それがネ、お正月にはお風呂屋さんが休みで1週間入れなかった」

—おしっこが出たと思うけど、お父さんが洗ってくれた? それとも園でやるように自分で洗濯できたか—

「うん、父さんにおしっこの敷布とパジャマを洗ってもらったけど、シャツやパンツは洗わなかった。」父親にたいする遠慮が見られる。

—なぜ自分でしなかったの—

「だって洗濯機が園のとちがうから、使いかたがわからなかったんだ」服装の上下は出発の際持たせた着がえに変わっていたが、下着類はそのままだった。担当保母が着がえさせて洗濯をはじめている。

親子の情愛はまことに美しく、父は健気にサービスをしようとしていたようだが、現実はずしも望ましい状態にはなっていない。

今回一時帰省ができなかった児童については、職員の自宅へ泊らせることや、職員と一緒に外出することで補った。わずかばかりのこずかいをもち、バス地下鉄を乗り継いで札幌で映画をみたり、食事と買物をするささやかなものであったが、帰園した子供の表情は明るかった。

最近、施設で暮らすおとし寄りや障害をもつ人々の中には、手持現金が数十万円を超える人もいるといったことを聞き、歳末助けあいの善意不用論さえあるという。また一般家庭の子供たちがもらうお年玉は、数万円にも達するといわれているなかで、養護施設児のそれはせいぜい数千円にすぎない。

レジャーにせよレクリエーションにせよ、どれをとってみてもお金の使う額に比例して満足度が測られる風潮にある。施設にくらす子供たちにとってもその願望は同じであり、一般家庭の子供と同じ小中学校に通学するからには、少なくとも表面上だけでも遜色の無いものにしなければならない苦勞が、常につきまとう。

児童の成長発達を促進する養育の大部分すなわち健康管理、生産技術の修得、しつけ、娯楽・宗教活動といった人間生活のほとんどが、これまでは家庭内を中心に行われてきたが、今日ではそうした機能が部分的に家庭の手から離れて、社会的機関にうつっており、家庭の役割はむしろ補完的なものになりつつある。

健康管理は保健所や病院に、教育はもちろん生産技術の修得は学校や工場で、娯楽は劇場・映画館等で、宗教は教会や寺院でといったぐあいである。

家庭機能の内容が社会の手にうつっていく反面、社会的機関や施設によるサービスが家庭内に入りこんでくるから、現代社会における養育は家庭と社会(国・自治体)の共同責任で行うことになる。総理府が発表した「家庭と地域の教育に関する世論調査」で、回答した人の3分の2近

くが家庭のしつけや教育について「家庭の力と親の態度ともに弱まっている」と答えている。本来保持すべき家庭の本質的機能が弱まっているところに、災害や事故あるいは紛争などの混乱が生じると、ストレートに破綻する危険を内蔵しているから、養育機能は簡単に崩壊する構造になっている。このような事態に対処する具体的方策の1つとして、地域におけるスポーツや子供会活動を通じての働きかけが重要であると思う。小学生から高校生までの幅広い年齢層が参加して、家庭機能の縮小と弱まりを補完して欲しい。

表4 直接処遇費

年度 1人当り 費目		53年度		62年度	
		1ヶ月 円	1日 円	1ヶ月 円	1日 円
給食費		18,700	623.0	24,600	820.0
被服費		2,560	85.3	3,080	127.0
日用品費		690	23.0	1,293	43.0
本人支給金	幼児	200		400	
	小学生1～3年	400		600	
	小学生4～6年	500		800	
	中学生	800		1,000	
	高校生	1,000		2,200	
光熱水費		1,540	51.3	4,762	158.0
燃料費		2,750	91.6	2,812	84.0
器具什器費		1,690	56.0	973	33.0
教育費	小学生	1,390		1,750	
	中学生	2,070		3,460	
	高校生	14,350		16,950	
その他					
計		97,162		52,000	

注 本人支給金・教育費・その他については人員に変動あるため、計は全体の平均数字。

(ふくじゅ園資料)

表5 入所状況(53年～62年)

	男	女	計	充足率
53	4	3	7	97%
54	3		3	97%
55	4	1	5	100%
56	9	13	22	97%
57	6	4	10	94%
58	9	4	13	94
59	6	8	14	96%
60	7	3	10	97%
61	4	4	8	99%
62	3	2	5	95%
合計	55	42	97	

○最近10年間の入所状況

○充足率は平均96.6%

○本園に限っては56年～60年に一つの山が見られる。

4) 施設養護の課題

私達が連綿として継続してきた施設養護は、児童の最後のよりどころとして意図的・計画的に人間性を回復させるべく展開しているが、家庭が自然発生的集団であるのにたいして、施設は人為的集団であるために、人間関係の稀薄化・画一化の傾向がみられ、個別処遇面での反省すべき時期にきている。

北海道児童福祉審議会が、昭和63年2月知事に答申した「今後における要養護形態のあり方について」の中で次のように述べている。

- (1) 現在の要養護児童に特徴的なことは、家庭で親の手による養護体験が非常に貧しかったか、まったく欠落していることである。地域社会の中で一般家庭の子供と同じように、さりげなく生活し近隣や学校とふれあいながら成長していくことは、子供の健全なる成長発達に有益…である。
- (2) 里親養育にも適合せず、また多人数の施設にもなじまない児童が存在する。
- (3) 早期家庭復帰が不可能か、または長期にわたる家庭再建、親子関係の調整を必要とする子供にとっては、施設生活が長期にわたらざるを得ない。

このように家庭的な個別処遇の望ましい児童が、依然としているのである。

従来からの各々の領域（健康・学習・生活・職業）にわたり、専門性を発揮してきた施設養護機能の利点を生かしながら、集団処遇が陥りやすい人間関係の稀薄化（職員の勤務時間や交替制にも一因がある）・画一化の欠点を補うような、小グループによる社会的養護が必要になる。

私達の北光社ふくじゅ園では、知事の要請により道内24養護施設からなる協議会で受諾したグループフォスターホームを、この4月からモデルケースとして開設することにした。地域社会の独立した家で、男女の専門職員が少数の児童を、児童相談所と連携しつつ教育するという社会

的養護形態の分園方式である。開設後の効果を測定しているが、労働基準法に関連する職員の勤務時間、経験カリキュラム、経費等いくつかのハードルを超えなければならない。昨年2月私達の園は創立40周年の節目をむかえた。終戦後、生活保護法に次いで児童福祉法が制定された直後に、社会的要請に応じて児童の救済をはじめて以来試行錯誤のなかで先駆的役割を担ってきた。このたびも、その理念のもとに新たな取り組みを試みるのは意義があり、誇りとするところである。

最後に、いま養護施設の抱えているもう1つの課題について述べておくこととしたい。

表6 卒園生進路状況

職種 性別 年度	会 社 員	工 員	店 員	作 業 員	地 方 公 務 員	事 務 員	理 美 容 見 習	看 護 婦 見 習	措 置 変 更	合 計
53	男	1	1							4
	女		2							
54	男	1								2
	女			1						
55	男		1							2
	女		1							
56	男	1	1		1					4
	女		1							
57	男		2	2						6
	女					1	1			
58	男		1		3					5
	女		1							
59	男			1						3
	女							1	1	
60	男									0
	女									
61	男	1	1		1				1	4
	女									
62	男			3	3				1	7
	女									
合 計		4	12	6	8	1	1	1	3	37

○中学卒、高校卒を問わず、男女共に工員、作業員が多い。

○大半が住居の問題による制約が生じる。

(ふくじゅ園資料)

表7 退 所 状 況

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62
家庭引取	2	1	7	12	6	6	7	11	2	6
就 職	3	2	2	5	6	5	2		3	6
措置変更				2			1	1	1	1
そ の 他		1								
合 計	5	4	9	19	12	11	10	12	6	13

(ふくじゅ園資料)

入所児童のうち大部分の学童が、多かれ少なかれ学業不振にあえいでいる。中学を卒業して、施設を退園しなければならない時期になってもまだ進学も、家庭復帰も、ましてや職場も見つからない子供がいる。(表6・7)

今日では15才の自立はまことに困難である。18才までは、なんとしても児童福祉の立場からその権利を保障してやりたいと思う。養護施設の側では、高校か専門学校に進学させるしか、措置の延長手段がない状況である。入所以前の劣悪な環境の中で遅れた学力は、入所後息をふきかえたように向上するとはいえず、現在の高校入試選抜制度には及ばない児童が沢山いる。

こうした事態を高山教授の研究室でご検討くださり、6年前から教室に所属する院生・学生諸君らによる、学習指導ボランティア・グループが発足したのである。学業のあたらわ、2グループに分かれて、週1回しかも夜間に中学生に対する指導が始められた。年々歳々学生は交代するが、指導体制はほぼ定着をみている。学習指導が中心ではあるが、園の行事やレクリエーションに参加してもらうなど、児童の心をを開く一助になっている。この活動が認められて国の補助金も受けられるようになり、また篤志家による奨学基金が設けられるようになった。

いつの時代にもあったように、やむにやまれぬ心情から、誰かがやらねばならない活動というものはあるものである。企画や準備をされた教育計画研究スタッフと学生諸君が、将来とも広い視野のもとに継続され、教育の原点でもある人間をみる心を養っていただきたいと切望する次第である。

高山学兄の退任にたり、私達の園にのこされた遺産を大切に、合せて深く感謝を申し上げたい。また、今後の一層のご健勝をお祈り申し上げながら筆を置きたい。

註

- 1) 協調会 第一次世界大戦後、世界および日本国内の労働運動の高揚に対して、労資協調を旨として、洪沢栄一らの主唱によって、政府・資本家の協力のもとに、1919(大正8)年設立した調査研究団体、社会政策、労働問題の研究、啓蒙に当たり、さらに第二次世界大戦中の戦争協力の気運のたかまりのなかで、1938年産業報国連盟の結成に努め、産報運動を促進した。戦後、再出発をはかったが、結果せず1946年解散した。その機関誌「社会政策時報」(1920年9月～1946年7月)、「労働年鑑」(1933～43)、とくに「海外労働年鑑」(1928～33)は貴重な資料である。その他の蔵書とともに、協調会を改組した中央労働学園に引き継がれ、現在は中央労働学園大学を合併した法政大学社会学部に「協調会文庫」として保存されている。

(社会福祉辞典)